

↳ 株式譲渡益に係る住民税

Q : 私は、上場株式の売買で特定口座を利用していますが、譲渡益に対する住民税の取扱いを教えてください。

A : 平成15年分の上場株式等の譲渡益に対する住民税については、特定口座で「源泉徴収あり」を選択した場合でも住民税は源泉徴収されてませんので、特定口座開設時に選択した方法（普通徴収又は特別徴収）により納税しなければなりません。

【解説】

所得税の確定申告書を提出した人は、原則として、住民税の申告は不要とされていますが、住民税は納めなければなりません。

住民税の納税方法には、納付書を使って納税する普通徴収（株式等を譲渡した年の翌年に市町村から送られてきます）と給与から天引きされて納税する特別徴収とがありますが、どちらを使うかは、納税者の選択に委ねられています。

なお、平成15年に「源泉徴収あり」の特定口座で行った上場株式等の譲渡益については所得税の源泉徴収はされていますが、住民税の源泉徴収はされていません（ただし、平成16年分からは住民税も源泉徴収されることになっています）ので、特定口座開設時に選択した方法（普通徴収又は特別徴収）によって納税することになります。ご注意ください。

